

○職印の届出及び証明等手続規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、司法書士法施行規則第 2 1 条に定める職印の届出及び証明に必要な事項を定める。

(職印の届出)

第 2 条 司法書士である会員（以下「司法書士会員」という。）が届け出る職印は 1 個とする。

2 司法書士法人である会員（以下「法人会員」という。）が、主たる事務所又は従たる事務所において届け出る職印はそれぞれ 1 個とし、その事務所に常駐する社員が届け出るものとする。ただし、代表社員が常駐している場合は、代表社員が届け出るものとする。

3 会員は、別紙第 1 号様式の 1 による職印届出書および別紙第 1 号様式の 2 による印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。

(職印の使用)

第 3 条 会員は、会則の定めるところにより本会に提出する書面に記名又は署名押印するときは、職印を押印しなければならない。

(改印手続)

第 4 条 会員は、届出た職印を紛失その他の事由で改印しようとするときは、別紙 2 号様式による改印届に、別紙 1 号様式の印鑑紙を添えて提出しなければならない。

2 会則第 9 条第 1 項の職印の届出及び前項の改印の届出は、無料とする。

(職印の届出の不受理)

第 5 条 本会は、職印が次の各号の一に該当するときは、その届出を受理することができない。

(1) 司法書士会員の場合に、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）に備え置かれた司法書士名簿に登録された氏又は氏名が使用されていないもの

ただし、司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた者については、その職務上の氏名が使用されていないもの

(2) 法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの

(3) 司法書士会員の場合に、司法書士である旨を表していないもの

(4) 司法書士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの

(5) ゴム印等印形の変形しやすいもの

(6) 印形の大きさが一辺の長さ 1 センチメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 3 センチメートルの正方形に収まらないもの

(7) 印影の照合が困難なもの

(職印届出原簿)

第6条 本会は、職印届出原簿を調整し、職印の届出を受理したときは、第2条第3項又は第4条第1項の印鑑紙を貼付しておかなければならない。

- 2 職印届出原簿はこれを閲覧に供してはならない。
- 3 本会は、前2項に規定する職印届出原簿に代え、第2条又は第4条の届出を受理したときは、電磁的記録に記録する方法により管理することもできる。

(証明の請求及び手数料)

第7条 会員は、届け出た職印について証明を請求することができる。

- 2 前項の証明手数料は、金500円とする。

(証明の手続)

第8条 職印の届出をした会員が職印証明書の交付を請求するには、証明を請求する印鑑を明らかにして、別紙第3号様式による請求書（以下「職印証明請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の請求書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 事務所（法人会員の従たる事務所の場合は、主たる事務所を含む。）の所在地
 - (2) 氏名又は職務上の氏名（法人会員の場合は名称及び社員又は代表社員の氏名）
 - (3) 登録番号（法人会員の場合は法人番号）
 - (4) 請求する証明書の数
 - (5) 手数料の額
 - (6) 請求の年月日
 - (7) 司法書士会の表示
- 3 第1項の請求があった場合には、本会は、別紙第4号様式による書面（以下「職印証明書」という。）に請求人が本会の会員である司法書士又は司法書士法人であって、請求に係る印鑑が請求人が本会に届け出た職印に相違ない旨の証明文を付した上で、職印証明書の作成年月日を記載し、本会会長印を押して、これを交付する。

(証明の拒否)

第9条 本会は、次の各号の一に該当するときは、証明することができない。

- (1) 毀損、摩滅等により提出された印影と照合することが困難なとき
- (2) 他の文書に押印した印影の証明
- (3) 既存の職印証明書の再証明

(証明書の交付)

第10条 職印証明書の交付を受けた場合、受領者は、職印証明請求書の末尾欄に受領印を押印するものとする。

- 2 補助者が会員の代理として職印証明請求書の提出又は職印証明書の受領を行う場合には、提出又は受領の際に補助者証を提示するものとする。
- 3 職印証明書を郵送により交付した場合には、第1項の規定にかかわらず、書留郵便物引受証書その他これに準ずるものを職印証明請求書の末尾欄に貼付して、受領者の受領

印に代えることができる。

(証明書の調製)

第 1 1 条 職印証明書は、連合会の定める統一用紙を用いて調製し、証明書の右上余白に発行番号を付す。

2 発行番号は通し番号とし、頭書の番号は連合会の定める番号を付し、番号の桁数は6桁とする。

(証明書の管理)

第 1 2 条 職印証明書の交付及び管理については、総務部が所管する。

2 本会に職印証明書交付台帳及び職印証明請求書綴り帳を備える。

3 職印証明書交付台帳には、受付年月日、発行番号、交付枚数並びに会員名及び受領者名を記録するものとする。

4 職印証明書交付台帳及び職印証明請求書綴り帳は、交付の日から5年間保存するものとする。

5 前3項に規定する職印証明書交付台帳は、電磁的記録に記録する方法により管理することもできる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則 (令和2年4月18日理事会承認)

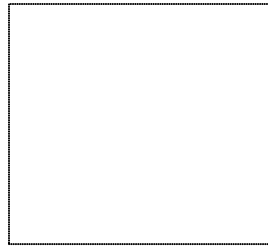
(施行期日)

この規程の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）等に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日（令和2年8月1日）から効力を生ずる。

第1号様式の1（規程第2条）

職 印 届 出 書

印 鑑



上のおり職印を届け出ます。

年 月 日

事務所所在地

登 録 番 号 第 号
又は法人番号

司法書士氏名
若しくは職務上の氏名 職印
又は司法書士法人名称

法人会員の場合は
社員氏名（又は代表社員氏名）

山形県司法書士会

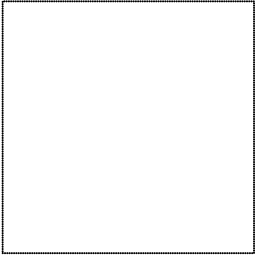
会 長 殿

(注) 上記届出書は1通を要し、別に印鑑紙1通を貼付のこと。この用紙のサイズは、A4判とする。

第1号様式の2(規程第2条)

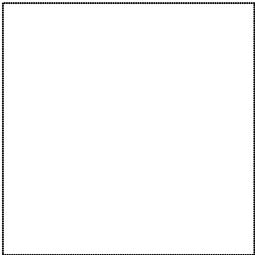
印鑑紙(1)

(1) 司法書士会員

印 鑑	
	事務所所在地
	氏名又は職務上の氏名
	登録番号 ○○第○○○○○号

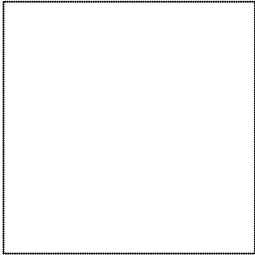
印鑑紙(2)

(2) 法人会員(主たる事務所)

印 鑑	
	事務所所在地
	名 称
	法人番号 ○○-○○○○○

印鑑紙(3)

(3) 法人会員(従たる事務所)

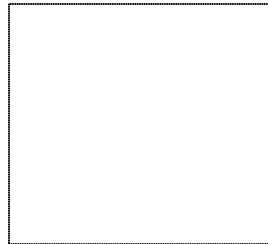
印 鑑	
	事務所所在地
	主たる事務所
	従たる事務所
	名 称
	法人番号 ○○-○○○○○-○○-○○○○○

(注) コンピュータで管理する場合には、印鑑紙をOCR用紙等で調製することもできる。

第2号様式（規程第4条）

改 印 届

印 鑑



上のおり改印しましたからお届けします。

年 月 日

事務所所在地

登 録 番 号 第 号
又は法人番号

司法書士氏名
若しくは職務上の氏名 職印
又は司法書士法人名称

法人会員の場合は
社員氏名（又は代表社員氏名）

山形県司法書士会

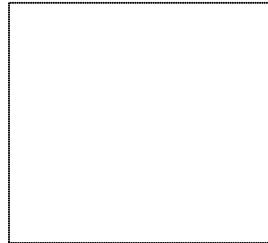
会 長 殿

(注) 上記届出書は1通を要し、別に印鑑紙1通を貼付のこと。この用紙のサイズは、A4判とする。

第3号様式（規程第8条）

職 印 証 明 請 求 書

印 鑑



年 月 日

上記職印の証明を申請する。

証明書の数
手 数 料 金 通 円

事務所所在地

登 録 番 号 第 号
又は法人番号

司法書士氏名
若しくは職務上の氏名 職印
又は司法書士法人名称

法人会員の場合は
社員名（又は代表社員名）

山形県司法書士会 御 中

受 領 書

発行番号	受領者	印

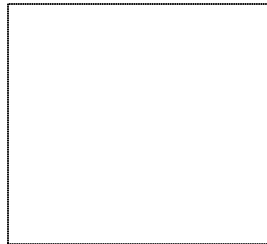
*この用紙のサイズは、A4判とする。

第4号様式の1（規程第8条）

司法書士会 No.00-000000

職 印 証 明 書

印 鑑



事務所所在地

登 録 番 号 第 号

司法書士氏名
又は職務上の氏名

上記の者は、当司法書士会の会員である司法書士であって、上記印鑑は、上記会員が届け出た職印に相違ないことを証明する。

年 月 日

山形県司法書士会
会長

印

*印影は印鑑紙の写しを使用すること。

*この用紙のサイズは、A4判とする。

この証明書には、すかしが入っており、コピーすると複製の文字が写ります。

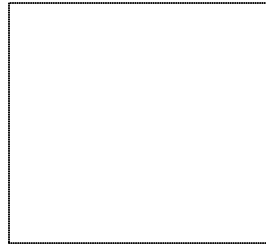
日司連統一用紙 No.00000000

第4号様式の2 (規程第8条)

司法書士会 No.00-000000

職 印 証 明 書

印 鑑



事務所所在地

法 人 番 号 第 号

司法書士法人名称

上記の者は、当司法書士会の会員である司法書士法人であって、上記
印鑑は、上記会員が届け出た職印に相違ないことを証明する。

年 月 日

山形県司法書士会
会長

印

*印影は印鑑紙の写しを使用すること。

*この用紙のサイズは、A4判とする。

この証明書には、すかしが入っており、コピーすると複製の文字が写ります。

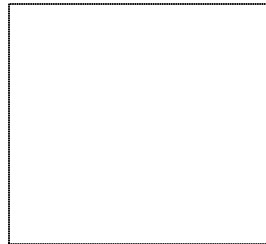
日司連統一用紙 No.00000000

第4号様式の3（規程第8条）

司法書士会 No.00-000000

職 印 証 明 書

印 鑑



主たる事務所所在地

従たる事務所所在地

法 人 番 号 第 号

司法書士法人名称

上記の者は、当司法書士会の会員である司法書士法人であって、上記
印鑑は、上記会員が届け出た職印に相違ないことを証明する。

年 月 日

山形県司法書士会

会長

印

*印影は印鑑紙の写しを使用すること。

*この用紙のサイズは、A4判とする。

この証明書には、すかしが入っており、コピーすると複製の文字が写ります。

日司連統一用紙 No.00000000